



日本共産党議員団
総合戦略の評価は

山中 一志



Q 第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、
①総括は。
②大きな4つの政策についての評価は。

A ①観光客をはじめ交流人口が増加したことや中心市街地への出店の増加など、にぎわい創出については一定の効果があったと考えています。一方で、さまざまな施策にチャレンジしていますが、若い世代の転出は続いており、合計特殊出生率の低下、農業や中小企業などにおける担い手や人材の不足といった課題の解決には、現時点では道半ばであると認識しています。

②4つの政策の柱に1つずつ代表指数として数値目標を設定しています。その達成は、働き住み続けたい活力のある東近江市の創生の数値目標「市内事業所従業者数」5万人に対し4万8443人、行きたくなくなる住みたくなる魅力ある東近江市の創生の数値目標「観光入込客数」年



本町パサージュの様子(2019年)

間237万人に対し281万7900人、若い世代が希望をかなえる夢のある東近江市の創生の数値目標「合計特殊出生率」1・68に対し1・53、誰もが安心して暮らせる豊かな東近江市の創生の数値目標「自治会加入率」81%に対し76・4%です。施策レベルで設定する重要業績評価指標を含めて、約6割強の項目で目標を達成しています。



日本共産党議員団
市長は政治姿勢の転換を

田郷 正



Q コロナ禍で市民生活は疲労困憊状態である。今、市政に必要なのは新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先課題に取り組むなど、行政の責任と役割を明確にして市民の暮らしをしっかりと支えることと考えるが、
①市長は「東近江市に躍動感を呼び起こした」と自己評価しているが、具体的な根拠は。
②「声なき声に耳を傾ける」というのであれば、中心部や企業優先でなく、市民生活を守るために福祉の増進へ政治姿勢を転換すべきでは。

A ③待機児童解消や18歳までの医療費無料化、農業の担い手確保などの具体策はあるのか。

A ①一貫して攻めの姿勢でまちづくりを進め、市民生活第一に市政運営に当たり、観光施策による知名度向上でにぎわいを創出し、中心市街地活性化、企業誘致により新たな人の流れをつくることができました。また、子育て、教育、健康、福祉、医



高齢化が進む集落営農

療やコロナ対策もタイムリーに講じ、「東近江市は躍動感がある」との言葉も頂いています。
②行政施策は、ハード整備も含めて住民福祉の増進につながるものであり、ソフト・ハード両面ですっきり施策を講じます。
③民間保育園の定員増や公立幼稚園の預かり保育を拡充します。医療費無料化拡充は今後の検討課題です。農業の担い手不足に関してはアンケート調査の結果を分析し支援策を講じます。



新政無所属の会
コロナ対策の財源は

西澤 善三



Q コロナ感染症対策について、
①これまでの予算の状況は。
②合併特例債活用への影響は。
③執行状況と検証は。

A ④出生数や母子手帳交付状況は。
①約146億円規模で、このうち市の負担は基金の取り崩し2億6千万円を含め10億4千万円です。

②合併特例債の活用には大きな影響は無いと考えています。
③完了した施策もありますが、多くの対策は現在も執行中であることから検証は順次行います。
④出生数は昨年とほぼ変わりませんが、母子手帳の交付は約8%低い状況です。

Q 総合運動公園の指定管理について、

A ①選考結果公表の遅延理由は。
②未来のアスリート育成が中心となり、市民利用が制限されることはないのか。

A ①公募により美津濃株式会社を代表企業とする事業者を選



定しました。地域振興事業団職員の雇用確保の協議に時間を要したため公表が遅れました。
②トップアスリートが誕生することはスポーツ振興の機運を高める要因になりますが、利用の少ない時間帯、曜日などをうまく活用し事業展開する計画であることから、市内の人材育成が後退したり、市民利用が制限されるようなことはないと考えています。



新政無所属の会
本当に困った人への支援は?

井上 均



Q コロナ災禍の中、最後のセーフティネットである生活保護、生活困窮者自立支援を確実に機能させるために、

①同居確保給付金、緊急小口資金・総合支援資金貸付、生活保護の支援数と対前年度増加率は。
②生活保護において、求職や通勤用の車の所有、店舗や機械器具の所有が認められることをホームページなどで周知し捕捉率を高める考えは。
③ゲートキーパー(命の門番)を急ぎ市民に広げる具体策は。

A ①11月末までの同居確保給付金は41件で昨年度の14倍、緊急小口資金・総合支援資金貸付は2497件で昨年度の624倍、生活保護の受給数は73件で昨年度の0・83倍です。
②ホームページを工夫し、申請しやすくなるよう対応します。
③職域や地域でゲートキーパー養成講座を積極的に開催していきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応(抜粋) 厚生労働省社会・援護局保護課

今般、一時的な収入の減少により保護が必要となる者については、緊急事態措置期間経過後は、収入が元に戻る者も多いと考えられることから、保護の適用に当たっては、下記の点等について留意すること。
・保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車等を保有しているときは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局長保護課長通知)第3の附9-2に準じて保有を認めるよう取扱うこと。なお、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない」としているところ、「求職活動に必要な場合」には、例えば、ひとり親であること等の理由から求職活動を行うに当たって保育所等に子どもを預ける必要があり、送迎を行う場合も含めて差し支えない。
・臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合であっても、2(1)の趣旨も踏まえ、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合には、増収に向けた転職指導等は行わずに差し支えないこと。また、自営に必要な店舗、機械器具等の資産の取扱いについては、上記の通勤用自動車の取扱いと同様に考えていただいて差し支えない。

Q 児童生徒が使用するタブレット端末のセキュリティと活用について、
①情報セキュリティ対策は。
②学習への活用に対する考えは。

A ①独自の情報セキュリティポリシーを策定中です。コンピュータウイルスからの感染防止対策を徹底し、最適な学習内容が構築できる基準とします。
②学習目的に沿って、可能な限り使いやすいシステムにしていきたいと考えています。